資料２－１
平成 29 年度第１回岩手県
周産期医療協議会（H29.11.27）

岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）の見直しについて

１　保健医療計画の性格

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第１項に規定する医療計画であること。

２　計画の期間

平成 30～35 年度の**６か年計画**　※現計画は平成 25～29 年度までの５か年計画

３　見直しに係る国の指針

平成 29 年３月 31 日付け厚生労働省通知（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針）において、次期医療計画に係る下記の方向性・論点が示され、それぞれ下記の方向で対応することとしている。

国が示した方向性・論点（主なもの）	対応の方向性
○ 医療計画と周産期医療体制整備計画を一体化すること。	周産期医療体制整備計画を医療計画に一体化する。
○ 医療計画において、以下について新たに位置付けること。 ・周産期医療に関する協議会 ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター ・周産期医療情報センター　・搬送コーディネーター ・周産期における災害対策　・周産期医療関係者に対する研修	新たに位置付けることとされた項目は、周産期医療体制整備計画に記載されていた事項であることから、それらを継承し医療計画に位置付ける。
○ 都道府県は、災害対策本部等に小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を配置すること。 ○ 総合周産期母子医療センターに求められる医療機能として、精神疾患を合併する妊産婦についても対応可能な体制を整え、関係者及び住民に情報提供することを追加。	新たな課題に対応するために求められる取組、医療機能であり、計画に記載する。
○ 圏域の設定について、分娩取扱医療機関のカバーエリアや妊産婦人口に対するカバー率を考慮すること。	分娩取扱医療機関の妊産婦人口に対するカバー率等を考慮し、圏域を設定する。

４　次期計画（素案）の主な見直し事項

区分	主な見直し事項
現状	・超音波診断装置（分娩取扱医療機関）、超音波画像伝送システム（各周産期母子医療センター）等、**ＩＣＴを活用した医療情報連携体制の整備**について記載 ・**東日本大震災津波における周産期の災害対策**について記載
課題	・**総合周産期母子医療センターにおける精神科との連携**の必要性について記載 ・**災害時において小児・周産期医療が適切に提供される体制を確保**する必要性について記載 ・**地域で妊産婦を支える取組**の必要性について記載 ・ＮＩＣＵ等に入室している**医療的ケアを必要とする障がい児等の療養・療育支援体制の整備**の必要性について記載
施策	・岩手県周産期医療情報ネットワーク等を活用し、医療機関や市町村が連携して、**産後うつや精神疾患を合併した妊産婦の健康をサポート**する取組について記載 ・**新生児のヘリコプター搬送に係る体制構築**に向けた取組の検討について記載 ・災害時に小児・周産期医療に特化した情報収集や関係機関との調整等を担う**「災害時小児周産期リエゾン」の配置**等について記載 ・分娩取扱施設から離れた地域に居住する妊産婦への**アクセス支援や産前・産後ケア**等について、**市町村の取組を促進**する旨を記載 ・ＮＩＣＵ等に入室している**医療的ケアを必要とする障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう**医療、保健、福祉、介護等の関係機関による**連携支援体制の構築**について記載

５　今後のスケジュール

時　期		内　　容
平成 29 年度	11～12 月	中間案の作成
	12～１月	パブリックコメントの実施
	１～２月	パブリックコメント及び関連機関の意見を踏まえ最終案作成
	２月上旬	第２回周産期医療協議会開催
	３月下旬	医療審議会答申、新たな保健医療計画の策定
平成 30 年度		新計画の施行